

	<b>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更</b>
と き	10月22日（金）決定
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
<p>東京都は、10月21日、現在の感染状況や医療提供体制を踏まえ、10月24日をもって東京都におけるリバウンド防止措置期間を終了し、10月25日から11月30日までの間を基本的対策徹底期間として、都民および事業者に対し、基本的な感染防止策の徹底について協力を依頼した。</p> <p>区は、都の方針を受けて、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、10月25日から11月30日までの間、以下のとおり対応する。12月1日以降の対応は別途決定する。</p>	

**【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】（令和3年10月22日付け）**

別添のとおり

**【基本的な考え方】**

- (1) 区民の皆様には、3密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなど基本的な感染防止策を引き続きお願いする。外出する際は、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動すること、また、帰省や旅行など都道府県をまたぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に、大人数での会食を控えることをお願いする。
- (2) 区内の飲食店等には、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするようお願いする。また、引き続き、業種別ガイドラインの遵守をお願いする。なお、都の感染防止徹底点検済証の交付を受けていない店舗については、酒類の提供を午後9時までとするようお願いする。

**【問い合わせ】**

練馬区 危機管理課 安全安心係

電話03-5984-1027